

その他の提案

1 予算編成過程での検討を求める提案

○長野県の提案

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	概 要	回答 (各府省)
1	災害公営住宅の適用要件の緩和 (公営住宅法) 【国土交通省】	市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件(全国一律の滅失戸数)について、被災の状況や財政力など自治体の実情に応じた基準となるように要件緩和を行い、小規模市町村の財政負担を軽減し、早期の被災者の生活再建と地域の再生に繋げる。	被災自治体では、復旧・復興のため平時では想定されない多大な財政支出を余儀なくされるため、公営住宅の整備に係る国の補助率が、公営住宅法で規定された通常の補助率である2分の1より高くなっているものである。 具体的には、3分の2の補助率が適用される要件として、災害で滅失した住宅の戸数が ①被災地全域で500戸以上 ②一市町村の区域において200戸以上 ③一市町村の区域において全住宅の1割以上のいずれかを満たすことが公営住宅法に規定されており、小規模な地方公共団体ではより小さい被害であっても要件を満たすことのできる制度設計となっている。 このため、現在の要件には一定の合理性があると考えているところである。

○共同提案 (愛知県、長野県、岐阜県、三重県、静岡県)の共同提案)

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	概 要	回答 (各府省)
2	総合特別区域計画に定めた事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間の延長 (総合特区推進調整費の用途等に関する基準について) 【内閣府】	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても、引き続き調整費を活用できるように、支援期間を延長することにより、特区事業への機動的支援を可能とする。	総合特区推進調整費については、平成29年度予算案として15億円が計上されており、今後も調整費を活用した総合特区の財政支援を行っていく。 支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する用途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。

○追加で共同提案を行ったもの

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概要	回答 (各府省)
3	<p>日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和</p> <p>(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律等)</p> <p>【農林水産省】</p>	<p>愛媛県 松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市 西予市 東温市 上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町</p>	<p>農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにする。</p> <p>また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなくなった場合に、事業開始(認定)年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除する。</p>	<p>中山間地域等直接支払については、農業生産活動を一定の期間継続して行うことで農地を維持し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、活動期間については、原則5年間としている。</p> <p>なお、農業生産活動が適切に実施されなかった場合の交付金の返還ルールについては、「農業者の病気、高齢等」により活動が困難となるケースは、既に交付金の返還が免除されているところであり、平成27年度からの第4期対策においては、現場でのより弾力的な対応が可能となるよう、返還免除となる事由の例示に、「家族の病気その他これらに類する事由」を明文で追加したところである。</p> <p>さらに、平成28年度から、合計15ha以上の集落協定又は集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定において、将来の農地利用について戦略(集落戦略)を定めた場合、営農を中止した(耕作放棄をした)際の交付金返還を当該農地のみとする運用の改善を行っている。この場合の15ha以上の集落協定とは、複数の集落が統合した場合も対象としているため、15haに満たない小規模な集落協定においても、集落協定の広域化によって、本運用を活用していただけるようになっている。</p> <p>また、多面的機能支払交付金については、農地や水路などを保全する地域の共同活動を一定の期間継続して行うことで農地を維持し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、活動期間については、原則5年間としている。</p> <p>なお、同交付金の返還ルールは、対象農用地が適切に保全管理されていない場合、当該農用地に係る交付金を返還の対象としており、また、「農業者の死亡、農業者本人又はその家族の病気その他これらに類する事由による場合」には、交付金の返還を免除することとしている。</p>

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概 要	回答 (各府省)
4	保育体制強化事業の実施主体に関する要件緩和 (保育体制強化事業実施要綱等) 【厚生労働省】	兵庫県 滋賀県 大阪府 和歌山県 鳥取県 徳島県 堺市 関西広域連合	保育体制強化事業の実施主体を、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村から、保育人材が不足している市町村に緩和する。	当該補助事業については、保育所入所待機児童解消のため、「待機児童解消加速化プラン」に参加している自治体のみを対象にしている。 なお、当該プランは、平成 29 年度末までの取組であるため、平成 29 年度は当該プランに参加していない自治体については、対象にしているが、今後、事業の取組状況等を勘案し、対象とする自治体を検討してまいりたい。 また、平成 29 年度から 2%相当の引き上げを行うとともに、保育士として技能・経験を積んだ職員について、月額 4 万円程度の追加的な処遇改善を行うことや、保育の人材確保策として、保育士の宿舍借り上げの支援事業の拡充や離職者の再就職支援を行う「保育士・保育園支援センター」の体制強化などを来年度予算案に盛り込んでおり、これらの対策に総合的に取り組み、必要な保育人材の確保を図ってまいりたい。
5	消防防災施設整備費補助金に係る補助メニューの拡大 (消防防災施設整備費補助金交付要綱) 【総務省】	高知県	消防防災施設整備費補助金に下記の補助メニューを追加 ①耐震性の無い防火水槽の耐震補強 ②河川や水路を活用した消防取水施設の整備	①本補助金は、地方公共団体が地震等の大規模災害や林野火災等に対応するために必要な施設を対象としている中で、耐震性の無い防火水槽については、林野火災対策用のみを対象としているところであるが、本提案は耐震基準(本補助金対象の耐震性貯水槽の基準)を満たすものではないため、本提案を補助対象とすることは困難である。 ②本補助金において消防水利施設は、耐震性貯水槽及び林野火災対策用の防火水槽のみを対象としており、その対象を拡大することは、本提案募集方式の趣旨を踏まえると困難である。

2 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案

○長野県の提案

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	概 要	理由 (今後検討、調整が必要な事項)
1	介護職員処遇改善加算の対象サービス(職種)の拡大 (要する費用の額の算定に関する基準等) 【厚生労働省】	当該加算の対象にならないサービス(職種)を撤廃し、全サービス(職種)に拡大することで、事業所全体の職員のモチベーションやサービスの質、給与アップに繋げる。 (非対象サービス) 訪問看護、福祉用具貸与、訪問リハビリテーション(介護予防含む)等	行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要。

○日本創生のための将来世代応援知事同盟の提案

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	概 要	理由 (今後検討、調整が必要な事項)
2	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等 (児童福祉法等) 【内閣府、文部科学省、厚生労働省】	平成27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であるので、制度を一元化し、事務の効率化を図る。	平成27年の提案募集において議論済み。

○追加で共同提案をおこなったもの

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概 要	理由 (今後検討、調整が必要な事項)
3	認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化 (児童福祉法等) 【内閣府、文部科学省、厚生労働省】	長岡市	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となり、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化する。	平成27年の提案募集において議論済み。

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概 要	理由 (今後検討、調整が 必要な事項)
4	地方消費者行政 交付金に係る事 業開始期限及び 活用期間の延長 (地方消費者行政推 進事業実施要領) 【消費者庁】	熊本県	地方消費者行政推進事業実 施要領に定める地方消費者行 政推進交付金の活用について は、平成29年度末までの事業 開始が要件となっていること や、各事業ともそれぞれ活用期 間が定められている(事業メニ ュー7.消費者安全法第46条 第2項の規定に基づく法定受 託事務を除く)ことから、事業 の開始期限及び活用期間の延 長をする。	平成26年、27年の提 案募集において議論 済み。
5	地域医療介護総 合確保基金【医 療】の弾力的な運 用 (平成27年度医療 介護提供体制改革推 進交付金交付要綱) 【厚生労働省】	京都府 滋賀県 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 関西広域連合	地域医療介護総合確保基金 【医療】の弾力的な運用	「経済財政運営と改 革の基本方針 2016」 (平成28年6月2日 閣議決定)に盛り込ま れている「地域医療介 護総合確保基金のメリ ハリある配分等によ り、病床の機能分 化・連携を推進する」 に従う配分である。
6	地域医療介護総 合確保基金の運 用緩和 (平成27年度医療介 護提供体制改革推 進交付金交付要綱等) 【厚生労働省】	岐阜県	地域医療介護総合確保基金 (医療分)について、各事業区 分間の配分額の調整を弾力的 に認める仕組みとする。	「経済財政運営と改 革の基本方針 2016」 (平成28年6月2日 閣議決定)に盛り込ま れている「地域医療介 護総合確保基金のメリ ハリある配分等によ り、病床の機能分 化・連携を推進する」 に従う配分である。
7	地域医療介護総 合確保基金の改 善(早期の配分と 弾力的な運用) (地域医療介護総合 確保促進法) 【厚生労働省】	神奈川県	都道府県が、年度当初から事 業を実施できるよう、交付スケ ジュールを見直すとともに、地 域の実情に合わせた弾力的な 運用などニーズに合わせた幅 広い活用や、各事業区分間の融 通などを可能とする。	「経済財政運営と改 革の基本方針 2016」 (平成28年6月2日 閣議決定)に盛り込ま れている「地域医療介 護総合確保基金のメリ ハリある配分等によ り、病床の機能分 化・連携を推進する」 に従う配分である。

3 提案募集の対象外である提案

○日本創生のための将来世代応援知事同盟の提案

No	提案項目 【所管府省庁】	概 要	対象とならない理由
1	幼保連携型認定こども園への移行時の国有財産の用途指定変更手続きの簡略化 (普通財産にかかる用途指定の処理要領について) 【財務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省】	保育所と幼稚園を統合して幼保連携型認定こども園へ移行する場合、保育所又は幼稚園からこども園に変更することとなるが、財務省から土地を借りて運営している幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合には、貸付にかかる用途指定の変更の協議が必要となっているため、協議に代わって届出(報告)とすることにより、事務、期間を低減し、市町村、事業者の効率化を図る。	国有地の貸付手続に関する通知は、財務省内部の取扱いのみを定めており、地方公共団体の事務の処理又はその方法を義務付けている具体的な規定に関する提案ではないため。

○追加で共同提案をおこなったもの

No	提案項目 【所管府省庁】	提案団体	概 要	対象とならない理由
2	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱における補助要件の緩和 (高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱) 【文部科学省】	愛知県	高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱(奨学のための給付金)における補助要件を緩和し、事務費を対象経費に含める。	予算事業の新設提案のため
3	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助率引き上げ) (重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項等) 【財務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省】	京都府 滋賀県 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 大阪市 堺市 関西広域連合	文化財建造物等の国庫補助事業の運用改善(補助率引き上げ)	国有地の貸付手続に関する通知は、財務省内部の取扱いのみを定めており、地方公共団体の事務の処理又はその方法を義務付けている具体的な規定に関する提案ではないため。